



第3章 計画の内容



1. 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。

合併により誕生した本市では、旧町単位で教育・保育提供区域を設定することも考えられますが、本市内の保育所については、これまで特に通園区域は設定しておらず、実際に市内の様々な区域から通園をしている現状があること、また、その方が勤務状況に合わせた保育所利用や、教育・保育の特性を踏まえた施設の選択等、利用者の細かなニーズにも対応しやすいことを考慮し、市全域を一つの教育・保育提供区域と設定することとしました。

2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

就学前児童の教育・保育について、幼稚園・保育所の利用実績やアンケート調査の結果により把握した利用希望などを踏まえ、計画期間内の「量の見込み」を設定します。そして、「量の見込み」に対する「確保方策」を設定することで、ニーズに見合った提供体制の確保を目指します。

また、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された下記の認定区分ごとに設定します。

認定区分	内 容	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童 (保育の必要性無)	幼稚園・認定こども園※
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	保育所・認定こども園・ 地域型保育※
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	

※ 認定こども園…幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設として、県から認定を受けた施設。

※ 地域型保育…市から認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業。

【現状】

本市内には、現在幼稚園4園、認可保育所21園が設置されています。近年の保育需要の高まりにより、保育所では定員の弾力化により定員を超えた受け入れをしている施設もありますが、年間を通して待機児童が発生している状況です。

本市では、少子化による児童人口の減少という要素と家庭環境の変化などによる子育て支援サービスのニーズ増大という要素の両方が存在する状況ですが、特に保育ニーズ量については、計画期間の前半部分である28年度頃までは増加傾向にあると見込まれるものの、そこをピークとしてその後は少子化の影響が強くなるために少しずつ減少していくと見込まれます。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人)

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み		327	1,127	943	331	1,137	940	335	1,154	906
② 確 保 方 策	幼稚園	250			110			110		
	保育所		1,093	790		1,093	790		1,093	790
	認定こども園	177	71	48	317	71	78	317	71	78
	地域型保育			5			5			5
②-①		100	37	△100	96	27	△67	92	10	△33

		平成 30 年度			平成 31 年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み		333	1,146	890	331	1,138	872
② 確 保 方 策	幼稚園	110			110		
	保育所		1,093	790		1,093	790
	認定こども園	317	71	78	317	71	78
	地域型保育			5			5
②-①		94	18	△17	96	26	△1

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

保育所への申込数は年々増えていますが、保育を必要とする2・3号認定児童の数は、現在よりもさらに増加し、平成28年度頃に2,077人とピークを迎える見込みです。保育ニーズは、就学前人口の減少に伴い、計画期間後半から緩やかに減少していく見込みですが、当面の間は高い水準を維持するものと見られます。

なお、2号認定のうち、幼稚園の利用希望が強いと推定されるものについては、幼稚園を利用することを想定し、量の見込みでは1号認定に含めて計上しています。

【確保方策】

1号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は平成29年度の335人ですが、平成26年5月1日現在の利用者数は398人、平成27年度からの幼稚園の総定員も427人であることから、現在の体制で対応可能です。

2号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は平成29年度の1,154人ですが、平成27年度からの保育利用定員は1,164人であることから、現在の体制で対応可能です。

3号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は平成27年度の943人ですが、平成27年度からの保育利用定員は843人であることから、現状のままでは供給不足が見込まれます。各年度における利用定員の見直し及び公共施設の見直し（民営化）により29年度までに保育ニーズへの対応を図ることとします。

【幼稚園の認定こども園の移行予定】

整備計画年月日		平成28年 4月 1日	
区分	現在	計画予定	備考
1号定員	140	140	
2号定員			
3号定員		30	

【公共施設民営化による施設整備計画】

- 施設整備を条件に民間に移譲後、定員の増員を図る予定。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況やニーズ調査の結果等により把握した利用希望などを踏まえた上で、計画期間内の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

（1）延長保育事業（時間外保育事業）

保育が必要な児童に対し、保育所等において通常の保育時間前後などに保育を行う事業です。

【現状】

市内保育所全園で18時から19時までの1時間の園長保育を実施しています。平成25年度の実利用人数は968人となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	837	838	831	821	809
②確保方策	968	968	968	968	968
②－①	131	130	137	147	159

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における利用者の最大見込み人数は平成28年度の838人で、その後は減少が見込まれます。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

就労などの理由により、昼間保護者が家庭にいない就学児童に対して、学校の
 余裕教室や公民館などの施設において、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、
 その健全な育成を図る事業です。

【現状】

市内 15 施設（直営2・法人4・保護者会9）で実施しています。平成 26 年
 4 月 1 日現在の利用者数は 680 人（低学年：609 人、高学年：71 人）となっ
 ています。

「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人）

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	低	高	低	高	低	高	低	高	低	高
①量の見込	704	259	691	254	681	260	680	265	685	260
②確保方策	999		999		999		999		999	
②-①	361		54		58		54		54	

※「低」は低学年児童、「高」は高学年児童

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における利用者の最大見込み人数は平成 27 年度の 963 人で、その
 後は 945 人前後で横ばい状態が続くと見込まれます。

【確保方策】

現在の学童保育所の面積（1 人当たり 1.65 m²必要）に対する定員は 999 人
 であることから、現在の体制で対応できる見込みです。ただし、学童保育所 1 ク
 ラブあたりの適正人数がおおむね 40 人とされていることから、要望等による増
 設が予想されます。

※現在、施設整備についての要望はでてない。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業です。

【現状】

市外の3施設（八代乳児院、八代ナザレ園、みどり園）に委託していますが、平成25年度の利用実績はありませんでした。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人日／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	3	3	3	3	3
②確保方策	3	3	3	3	3
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。
量の見込みは、各年度3人日となっています。

【確保方策】

現在の委託先で対応できます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業で、「子育て支援センター」、「子育てひろば」と呼ばれることもあります。

【現状】

市内7施設（社会福祉法人5・社会福祉協議会1・市1）で実施しています。平成25年度の月あたり利用実績は1,373人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人日/月)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	1,676	1,665	1,610	1,580	1,548
②確保方策	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460
②-①	784	795	850	880	912

【量の見込み】

就園していない児童が主な対象児童と見込み、アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における最大見込み量は平成27年度の1,676人日で、その後は徐々に減少することが見込まれます。

【確保方策】

現在、1日あたり最大で205人の受け入れが可能であることから、確保量については、 $205 \text{人} \times 12 \text{日} (\text{週} 3 \text{日} \times 4 \text{週}) = 2,460 \text{人日/月}$ と見込まれます。したがって、現在の体制で対応できる見込みです。

(5) 一時預かり事業（幼稚園における在園児に対する一時預かり）

現在幼稚園で実施されている預かり保育（通常の教育時間前後や休日、長期休業期間中に預かりを行うこと。）に相当する事業です。「子ども・子育て支援新制度」においては、一時預かり事業の類型の一つとして市が実施主体となって行うこととなります。

【現状】

市内の私立幼稚園全4園で実施しています。平成25年度の延べ利用人数は15,142人日（一時的：2,625人日、恒常的：12,517人日）となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人日／年）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
①量の見込	1,335	35,040	1,346	35,520	1,367	36,000	1,358	35,760	1,347	35,520
②確保方策	25,530		25,530		25,530		25,530		25,530	
②-①	△10,845		△11,336		△11,837		△11,588		△11,337	

※「1号」は一時的利用、「2号」は恒常的利用を想定

【量の見込み】

預かり保育の利用には、保護者の急用などを理由とする単発的な利用と就労などを理由とする恒常的な利用があると推測されます。そこで、教育・保育の認定区分における1号認定児童を一時的な利用、2号認定児童の一部（幼稚園の利用希望が強いと想定されるもの）を恒常的な利用の対象と想定しました。

計画期間における最大見込み量は平成29年度の37,367人日／年で、その後は徐々に減少することが見込まれます。

【確保方策】

市内の幼稚園の預かり保育の受け入れ可能数は25,530人日／年（1日の受け入れ可能数は、一時的：155人、恒常的87人）で、見込量を下回っているため、新制度移行後の利用状況を見ながら、必要に応じて受け入れ枠の拡大を図り、平成29年度には供給不足の解消を行います。

※一時的：155人×年間平均30日＝4,650人日／年

※恒常的：87人×年間240日（週5日×48週）＝20,880人日／年

(6) 幼稚園以外（保育所等）の一時預かり

家庭での保育が一時的に困難になった児童について、保育所等の施設において預かりを行う事業です。

【現状】

市内の認可保育所 13 施設で実施しています。平成 25 年度の利用実績は 4,030 人日／年となっています。

「量の見込み」と「確保方策」 (単位：人日／年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	5,357	5,353	5,275	5,196	5,116
②確保方策	16,530	16,530	16,530	16,530	16,530
②－①	11,173	11,177	11,255	11,334	11,414

【量の見込み】

保育所を利用していない児童が主な利用対象者と見込み、アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における最大見込み量は平成 27 年度の 5,357 人日で、その後は徐々に減少することが見込まれます。

【確保方策】

現状での受け入れ可能枠は、1 日あたり 57 人で、年間開所日数を 290 日として計算すると 16,530 人日／年となります。したがって、現在の体制で対応できる見込みです。

(7) 病児保育事業

児童が病気となった場合に、病院・診療所・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。

【現状】

市内の頌和保育園で病後児保育、豊福保育園で病児・病後児保育をそれぞれ実施しています。平成 25 年度の利用実績は 599 人日／年となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人日／年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
②確保方策	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
②－①	540	540	540	540	540

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき推計した量の見込みは滋養実績との乖離が大きいため、各年度の量の見込みは平成 25 年度利用実績の 2 倍程度を見込みました。

【確保方策】

現状での受け入れ可能枠は、1 日あたり 6 人で、年間開所日数を 290 日として計算すると 1,740 人日／年となります。したがって、現在の体制で対応できる見込みです。

(8) ファミリーサポートセンター事業（小学生）

乳幼児から小学生までの家庭の保護者と援助を行いたい人との相互活動を支援する会員制事業です。

【現状】

ここでの事業は、小学生の放課後の預かりを対象としたものですが、小学生の放課後の預かり以外の利用を含む平成 25 年度の利用実績は 300 人日／年となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人日／年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	20	20	19	19	19
②確保方策	300	300	300	300	300
②－①	280	280	281	281	281

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における利用者の最大見込み人数は平成 27・28 年度の 20 人日／年で、計画期間を通して横ばいです。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(9) 利用者支援事業

児童及びその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園における教育・保育や、一時預かり、学童保育等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所に専門の支援員を配置し、相談への対応や情報提供、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

【現状】

子ども・子育て支援法に基づく新規事業のため、現在は未実施です。現在、子育て支援サービスに関する情報提供や相談については、市広報・ホームページによる周知の他、市役所や保育所、地域子育て支援拠点事業等において個別に対応している状況です。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:箇所)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

アンケート調査では利用者支援事業に関する直接の設問はありませんでしたが、子育て支援サービスの利用等についての相談は一定のニーズがあると見込まれます。また、国が示した事業案では、おおむね中学校校区3か所につき1か所の設置を想定していることから、本市では計画期間の「量の見込み」を1か所と設定します。

【確保方策】

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、これまで以上に子育て支援サービスの内容や手続きについての利用者支援の必要性が高まることが予想されるため、早期の実施を目指します。実施場所については、市役所窓口など利用者が相談しやすい場所での実施を検討します。

(10) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、市が妊婦健康診査に係る費用を一部負担することで、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業です。

【現状】

新規母子健康手帳交付の方には14回分の妊婦受診券を発行し、転入の方には、妊娠週数に応じて必要回数分を発行しています。

平成25年度実績は、新規母子健康手帳交付数487人、転入母子健康手帳交付数69人、妊婦健診受診件数6,295件となっています。

「量の見込み」

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込	556	556	556	556	556

【量の見込み】

過去の実績から見込み量を設定しました。

【提供体制】

母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診票を併せて交付します。

(11) 乳幼児家庭全戸訪問事業

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげています。

平成25年度の訪問実績は498人となっています。

「量の見込み」

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込	485	476	466	457	447

【量の見込み】

平成25年度実績の498人をベースとして、計画期間中の0歳児人口の推計値をもとに量を見込みました。

【提供体制】

現状どおり、母子保健推進員による全対象家庭の訪問を行います。

(12) 養育支援訪問事業

支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助などを行う事業です。

【現状】

家庭及び地域における養育機能が低下し、児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、加重的負担がかかる前の段階において、子育て支援コーディネーターが家庭訪問を行い、当該家庭における安定した養育ができるよう継続的な支援を行っています。

平成25年度の実績は、対象家庭14件（家庭訪問123回、電話訪問207回）となっています。

「量の見込み」

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込	14	14	14	14	14

【量の見込み】

過去の実績から見込み量を設定しました。

【提供体制】

養育支援訪問事業は、乳幼児家庭全戸訪問事業の訪問結果や関係機関からの情報提供等に基づき、育児ストレス、産後うつ等の問題により子育てに対して不安を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て支援コーディネーターが継続的に訪問を行い、育児相談・指導や情報提供等を行います。

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の 一体的提供やその推進体制の確保

(1) 認定こども園について

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

幼保連携型※	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認可幼稚園と認可保育所が、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

※幼保連携型は、「子ども・子育て支援新制度」においては、学校及び児童福祉施設としての新たな認可施設の位置付けになります。

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の保育の必要性の有無や就労状況の変化等に関わらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、その必要性は高いものであると考えられます。

認定こども園への移行自体は、それぞれの施設を運営する事業者の判断に委ねられることとなりますが、本市においては、市内における認定こども園の窓口を一本化し、認定こども園への移行を希望する幼稚園及び保育所に対する支援について取り組んでいくとともに、移行後の施設についても研修の充実や施設への指導監督等を通じて、質の確保を図っていきます。

また、認定こども園制度は平成18年度から実施されていますが、保護者にとってその具体的な内容についての認知度はいまだに低いことから、「子ども・子育て支援新制度」に基づき保護者が適切な施設を選択できるよう、その周知にも努めていきます。

(2) 教育・保育施設等の相互の連携や小学校等との連携の推進

教育・保育や地域子ども子育て支援事業等を計画的に実施していくためには、市と教育・保育施設、地域型保育事業、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

特に原則満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育は、満3歳以降も引き続き教育・保育を利用できるよう、保育所や認定こども園等と連携していくことが重要で、これについては、市条例等に定められた基準に基づき、必要な連携施設の確保等を図っていきます。

また、教育・保育施設と小学校等との連携についても、連携協議会等の実施を通じて、小1プロブレムや中1ギャップといった学校間の段差を少なくし、円滑な就学が出来るよう、取り組んでいきます。

5. 産後・育児休業後における施設・事業の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。

具体的施策・事業名	施策・事業の概要	今後の方向性
利用者支援事業	保護者が、保育所等を円滑に利用できるよう、専門の支援員が相談に応じ、情報提供や関係機関との連絡調整を行う。	新制度に基づく新規の事業であり、早期の実施を目指す。
保育所の入所における配慮	年度途中からの入所希望についても、前年12月から申込を受け付け、育休明けの入所については入所選考時に優先的に取り扱う。	申込時期や手続き内容について、保護者への周知を図っていく。

6. 安全・安心な妊娠・出産・子育てと 子どもの健やかな成長に向けた取り組み

母子を取り巻く環境が複雑化・多様化する近年において、妊娠中から子育て中の親子とその家族が、主体的に自らの健康に関心を持ち、お互いを支え合い理解し合えるような環境づくりが必要となります。加えて、切れ目ない母子の健康支援を行うためには、地域の母子保健と学校保健との連携が必要不可欠です。今後、地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守るとともに、子育て世代の親を孤立させないように支える地域づくりも重要です。

(1) 健やかな妊娠、出産への支援

近年、早産、低出生体重児が増加した要因として、歯周疾患、喫煙、飲酒、妊娠中の高血圧、不適切な体重増加などが指摘されています。また、胎児期から乳幼児期に至る栄養環境が将来の生活習慣病の発症リスクに影響することが指摘されており、低出生体重児の割合を減少させることが、成人期の生活習慣病を予防することにつながります。加えて、妊娠中の高血圧や糖尿病等は、将来、母自身の生活習慣病を引き起こす可能性を高くします。

本市の正期産に占める低出生体重児の割合は 4.7%（平成 25 年）と、健やか親子 21 のベースライン 6.0%（平成 24 年）を下回っていますが、妊娠中の喫煙率は 7.9%と、健やか親子 21 のベースライン 3.8%を大きく上回っています。また、妊婦健診の結果を見ると、高血圧・尿蛋白・浮腫の出現率（平成 25 年度 17.6%）が県（7.5%）や他市と比較して高く、経年的に見ても増加傾向にあります。さらに、20～30 歳代の女性の「朝食を毎日食べる」人の割合が低く、「朝食を食べない」妊婦が 1 割いるなど、生活習慣上の問題も少なくありません。

また、妊娠中の歯科受診率も 43.5%と低く、妊娠期の口腔ケアの大切さを啓発する必要があります。

市では、母子手帳発行時の健康教育、個別面談で、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、妊婦健康診査によるハイリスク者の早期発見・早期支援に努め、適切な保健指導を行います。また、妊婦への口腔ケアに関する健康教育を行います。

(2) 子どもの健やかな成長発達への支援

生涯を通じて健康な生活を送るための第一段階として、子どもの健全な発育・発達を支援するためには、基本的な生活習慣を身につけさせることが大切です。特に乳幼児期は、健康な生活習慣の基盤が形成される時期であり、「運動（外遊び）」、「栄養（食事）」、「休養（睡眠）」のバランスと生活リズムを整えることが子どもの発育を促すことにつながります。

また、朝食抜き、孤食（一人で食事をする）、ファーストフードのとり過ぎ、脂肪過多食など、食生活上の問題を解決し、乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、さらには食を通じた豊かな人間性の形成を目指すためにも、いわゆる食育の推進が極めて重要です。

平成25年度の3歳児健診の結果によると、朝食を毎日食べる子どもは92.1%、夜9時までに寝る子どもは26.9%、歯みがきをしていない子どもは20.9%となっており、子どもの生活習慣上の問題がうかがわれます。また、これらは、保護者の生活スタイルに大きく左右される傾向にあり、保護者自身の生活習慣病を引き起こす可能性も考えられます。

保護者の生活習慣改善はもちろん、健康や発達についての必要な知識の習得や健診による疾病の早期発見など、子どもが健やかに成長、発達していくための相談や指導等の体制作りが重要です。

市では、子どもの頃からの望ましい生活習慣（「早寝・早起き・朝ごはん」）の確立を図るため、乳幼児の生活リズムを左右する親自身が、生活習慣の乱れによって生じる生活習慣病について理解し、その予防方法について学べるよう、乳幼児健診、育児相談等を利用した学習機会の充実を図ります。また、宇城市食育推進計画に基づき、乳幼児健診での食事指導や乳幼児・学童への食育活動に力を入れるとともに、「おやすみ9時ら」キャンペーンを推進します。

さらに、ブラッシングと仕上げ磨きの習慣化など、歯の健康づくりを推進するため、乳幼児健診で虫歯予防の知識の普及を図るとともに、フッ素塗布を継続実施していきます。さらに、全保育園でフッ素洗口とブラッシング指導を行います。

(3) 育児不安を感じる保護者への支援体制の構築及び充実

近年、育児中の家庭の孤立が指摘されており、親が育児に不安や困難さを感じつつ、解消されないまま抱え込むことがあります。本市における乳幼児健診時の問診で、「育児不安がある」と回答した人の割合は、1歳6か月児健診で42.8%、3歳児健診で7.7%となっており、育児不安を感じる保護者が相当数に上ることがわかります。

育児不安や困難さが起こりうる背景は様々で、子どもの発達・発育の偏りから保護者が育てにくさを感じている場合のほか、家庭環境や保護者の関わりが問題となっている場合も少なくありません。子どもの成長発達は個別性が高いため、悩みにあった相談ができる場を設け、保護者への周知を行わなければなりません。また、支援を要する子どもに対し、各関係機関との連携強化を図り、就学前から切れ目のない支援を行うことが必要です。

市では、母子保健事業としての各種相談・学習事業や、子育て支援センター等における子育て相談等の充実を図り、子育ての相談や学習の場の充実に努めます。また、子育て支援センター等で、地域の子育ての仲間づくりを促進するとともに、地域での子育て支援活動の担い手の育成・支援及びネットワークづくりを促進します。

7. 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組み

保護者が子育ての喜びを感じながら仕事を続けられる社会を作るためには、教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実だけでなく、働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現していくことが重要です。特に県や企業、労働者団体等の関係機関と連携し、育児休業等の制度の普及・促進のための環境整備や事業主の取り組みの社会的評価の推進等の施策を実施していく必要があります。

本市では、保育施設や学童保育所の整備、ファミリーサポートセンター事業等の子育て支援事業の充実に加え、平成24年3月に策定した「第2次宇城市男女共同参画計画」に基づき、仕事と子育ての両立に関する市民・事業者への広報・啓発活動等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進していきます。

8. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

(1) 児童虐待防止策の充実

児童相談所における児童虐待に関する対応件数は、児童虐待防止法施行前と比較して平成24年度時点で6倍近くにまで増加しています。本市における児童虐待発生件数はここ数年横ばい状態ですが、平成25年度の宇城市児童センターにおける児童虐待受理件数は7件、被虐待者数は14人となっています。

虐待の発生予防、早期発見、早期対応を図るためには、関係機関が要保護児童に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。本市においても、市、児童相談所、保育所、学校、警察、医療機関等から構成される「要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会」が中心となって、関係機関における情報の共有や支援方針の検討等の連携を図っていきます。

また、近年は特に虐待の発生予防の重要性が指摘されていることから、妊婦・乳幼児健康診査や乳幼児家庭全戸訪問事業等の実施を通じて、精神疾患や経済的に不安定等のリスク要因のある家庭を早期に把握するとともに、特に支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の多くの課題に直面しています。特に母子家庭については、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭については、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。また、母子・父子を問わず親との離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。

このようにひとり親家庭が抱える困難には様々なものがあり、児童扶養手当を中心とした経済的な支援だけでなく、就労支援や生活支援といった総合的な自立支援策を推進していくことが重要です。

本市では、これまで行ってきた各種経済的支援策に加え、「熊本県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき県が行う就労支援や相談事業といった施策についても、県と連携して情報提供を行っていきます。

(3) 障がい児施策の充実

身体障がいや知的障がいに加え、近年、自閉症スペクトラム障がいなど、発達障がい又はその疑いのある子どもが増えています。

障がい児の保護者は、さまざまな不安や悩みを抱えながら日々を過ごしています。子どもの成長の様子がどこか他の子と違うのではないかと思いだめたときからの不安、医師に障がいがあると知らされたときのショック、障がいを受け入れられない日々の葛藤、周囲の無理解による孤独感、日々の介助に伴う介助疲れなど、余裕のない追いつめられた状況が生まれる危険性があります。そして、そのような状況を打破するためにも身近な地域で困っていることに応えられる支援が必要です。

乳幼児健診は、障がいの早期発見の機会であるとともに、保護者の不安解消の機会でもあります。一人で不安や悩みを抱え込まないよう、気になることがあれば早めに気軽に相談してもらえよう、引き続き周知、啓発を図ります。

本市には、熊本県こども総合療育センターがありますが、発達障がい児の受け皿が少なく、受診やサービス利用までに時間がかかっています。発達障がいについては、特に幼児期の確実なフォロー体制が重要であるとの指摘や、家庭における子どもとの接し方や声かけの仕方によって二次的な障がいを防止できるとの指摘もあり、その意味でも保護者・家族に対する相談支援は重要です。

一方、学齢期においては、その子にとって最良の教育が何なのか、将来の見通しを含めて新たな不安や悩みが生まれます。本市では、就学時の健康診断、就学指導委員会で、子どもの状況に応じて、その子の成長にとって最も好ましい教育環境を提供するよう、特別支援教育の充実に努めていますが、療育の現場からは、学齢期の療育の必要性を指摘する声もあります。早期発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療機関、療育機関、教育機関、行政の連携を密にして、障がい児個々の状況に応じた適切な相談・指導の充実に努めます。

また、障がい児に対する福祉サービスについては、事業所の新規参入を促進するなど、ニーズに対して必要な事業量の確保に努めるとともに、その情報提供に努めます。

さらに、市民一人ひとりが、障がい児に対する理解を深め、地域の障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守り、支援するための地域づくりを目指して、多様化する障がいと障がい児に対する理解を深めるための啓発を行います。